市民ふれあいプラザ



5月2日から一般使用を開始します

開館時間

午前8時30分から午後10時

〇施設使用には、申込みが必要です。

自私方法 使用日の前日までに申請書を提出してください。 (通常の予約は使用日の3か月前からとします)

施設の見取図と使用料は、 次ページに掲載しています。

※電話による『仮予約』も受付けていますので、お気軽にご利用ください。

《使用料の減免》

次の目的で使用される場合には、使用料の減免を受けることができます。 使用の申請書と一緒に減免申請書を提出してください。

【10割減免】

▶市が主催する行事に使用するとき

▶市内の小学校、中学校又は高等学校が学習文化活 動を目的として使用するとき

▶市内の保育園又は幼稚園が使用するとき

▶公民館の活動、図書館の活動又は子育て支援室の 活動に使用するとき

【5割減免】

▶市内の社会教育関係団体その他市民団体が公共の 利益に資する学習文化活動を目的に使用するとき

▶県又は国が共催又は後援する行事に使用するとき

▶身体障害者等福祉施設、身体障害者団体及び福祉 団体等の全市的組織が使用するとき

▶会社等が公共の利益に資する学習文化活動を目的 に使用するとき

フリースペースも充実

誰でも気軽に

信用無野

いつでも使用できます!

【1階】

▽交流広場

施設中央部にある吹き抜けの開放的なスペースです

▽ねまーる広場

子育て世代の親子の交流スペースです

【2階】

▽市民ラウンジ

テーブルといすが設置され、話し合いなどに便利です

▽学習ラウンジ

仕切りの付いた学習机もあり、学習に最適です

∇ρcコーナー

パソコンが9台設置され、自由に利用できます



誰でも気軽に利用できる「フラットな空間」

カフェ

営業時間 10時~16時 1



休業日 不定期(5月中は無休の予定です)

※会合などで利用するため、営業時間や休業 日の変更を希望される方はご連絡ください。 できる限り対応します。(四78-3182)

《お問い合わせ・お申し込み》 生涯学習課生涯学習係(市民ふれあいプラザ内) 262-1130

4月号 19ページ(市民ふれあいプラザオープニングイベント 5月1日11:30~) 【誤】鷹巣小学校 駒・奴踊り → 【正】鷹巣南小学校 駒踊り 訂正してお詫びします。

住宅のリフォーム、増改築等を実施する方を応援します

~北秋田市住宅リフォーム支援事業~

【お問い合わせ】 都市計画課都市計画住宅係 ☎72-5246

③④が新設されました

市民の皆さんが市内業者を利用して、住宅のリフォーム又は増改築を行う場合に、補助金を 交付する制度です。

①住宅のリフォーム・増改築工事

補助対象となる工事費の10%の金額(限度額 20万円)

②耐震・断熱、省エネ、バリアフリー、屋根の克雪対策に有効な工事 補助対象となる工事費の10%の金額(限度額 25万円)

③18歳以下の子どもが3人以上同居している世帯が行う工事

補助対象となる工事費の15%の金額(限度額 30万円)

「④空き家を購入し、18歳以下の子どもが同居している世帯が行う工事

補助対象となる丁事費の20%の金額(限度額 40万円)

【ご注意ください】

▽①~④の申請は併用できません。▽④の空き家は建築後10年を超えた住宅で、平成28年4月1日以降に取得した住宅に限り ます。▽補助金の交付申請は、同一年度内に一回限りです。▽前年度までに本事業を利用された方は、先に受けた補助金と合 わせて、それぞれの限度額までの補助となります。

対象となる方

- ○市に住民登録をされている方
- ○市税等を滞納していない方

(工事する住宅に住む家族を含む)

対象となる住宅

- ○市内にある住宅(別荘等を除く)
- ○賃貸(賃貸予定も含む)をしていない住宅
- ○併用住宅は、住宅部分が面積の2分の1以上の住宅
- ○申請者又は親や子が所有し、かつ居住する住宅
- ○市長が同等と認める場合

対象となる工事

- ○補助対象となる工事費用が50万円以上の工事
- ○平成29年3月24日までに完了する工事
- ○市内に本店のある業者又は住民登録された個人が 施工する工事

申請場所及び方法

申請場所 都市計画課 (森吉庁舎)、生活課 (本庁舎)、 合川及び阿仁総合窓口センター

申請方法 工事着手前に補助金交付申請書に次の書類 を添付して提出してください。

①~④共通→工事契約書又は請書の写し/内訳明 細書又は見積書の写し/工事着工前の写真(施行 箇所がはっきりとわかる写真) / その他必要と認 める書類

※②~④の場合は上記に加えて、次の書類も必要 ②指定様式による工事概要書/指定見積書/図面

③戸籍謄本等

4戸籍謄本等/空き家住宅証明書/建物の不動産 登記簿謄本の写し/売買契約書の写し

(補助対象とならないもの)

▽対象工事が重複する市補助制度の補助金に相当する費用(木造住宅耐震補助、浄化槽設置補助、介護保険 住宅改修費支給など) ▽公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事費用

▽門・塀等、いわゆる外構工事費用 ▽重複計上が認められていない他の補助制度を利用する工事費用 ▽補助金の交付が適当でないと認められる工事費用

広報きたあきた 2016. 5. 1 14 15 広報きたあきた 2016. 5. 1